に関する件

株式会社商工組合中央金庫に係る連結レバレッジ比率等の算出における日本銀行に対する預け金の不算入

号

株式 会 社 商 工 組 合中 央 金庫 法第二十三条第 項 \mathcal{O} 規定に基 づ き、 株 式会社· 商 工 組 合中 央 金 庫 が そ \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O}

健全性 を 判 断 す る ため \mathcal{O} 基 準 \mathcal{O} 補完的的 指標とし て定める るレ バ レ ッジ に 係 る健 全 性 を 判 断 す る た め \mathcal{O} 基 潍 平

成三十一年財 経済産 産務融 産業省 省告示第三号): (本) 第七条第六項 (同 告示第五条第一 項に お **(**) て準用する場合を含む。 \mathcal{O}

規定に基 づ き、 日 本 銀 行 に対する預 け 金 \mathcal{O} 額 は 同告 示 第六条第 号 (同 告 示 第五 条第 項 に お 1 7 準 用 す

る場合を含む。 に掲 げ る 額 に 算 入 L な 1 ŧ のとし、 令 和六 年 兀 月 日 か 5 適 用 す る。

令和 年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 萩生田光一